

スポーツインストラクター希望のみなさまへ

1. 時給

- ・レッスン給 1,350円
講義給はレッスン時間のみ発生し、授業の合間の休憩時間は計算されません。
- ・補助給 1,010円～（後述）
レッスンの補助を行った場合に支給。
- ・事務給 1,010円～（後述）
室長の指示によりレッスン時間外に事務業務（レッスン準備等）を行った場合に支給。
- ・研修給 1,010円～（後述）
※補助給／事務給／研修給は配属地域により異なります

2. 交通費

- 通勤距離が総距離2km以上である場合に支給します（複数の交通手段を利用する場合は各々の通勤距離が片道1km以上でなければなりません）。
- 支給上限金額は1日あたり2,000円、1ヶ月あたり40,000円となります。
- 通勤手段が原付・自転車の場合は、通勤距離によって1日あたり支給金額・1ヶ月あたり支給上限金額が決まっています。

（注1）原則として①最安②最短経路の公的交通機関を利用した実費を支給します。最安な通勤経路をとっていないこと、虚偽の申請、もしくは申請と異なる通勤手段または経路をとったことが発覚した場合は過去に遡って差額を全額返金していただきます。さらに、悪質と判定される場合には懲戒処分となります。

（注2）【学生】通学定期区間内に教室がある場合は支給しません。

ただし、毎年2月1日～3月31日、8月1日～9月30日の期間に通学定期を保有していない場合は別途単価を支給します（交通費変更届の提出が必要です）。※詳細は「パート職員通勤手当支給細則」の定めによります。

3. 研修期間

雇用契約締結後、教室へ配属されます。配属後は1ヶ月程度試行期間とし、研修等を行っていただきます。試行期間中は室長が問題点及びその改善方法を具体的に指示しますので、鋭意改善を行って下さい。試行期間中は研修給となります。なお、改善が見られない場合は解雇となります。

4. その他注意事項など

生徒及び保護者に対する言動においてはあくまで社員としての公的な立場で接し、教室以外での場で個人的に生徒の質問等を聞いたり、飲食を共にする等私的交際、また、生徒に対して個人の住所・電話番号・メールアドレス等のやり取りを禁止します。

【兼業について】

社会通念上、生徒を預かる講師として、保護者や生徒の信用を失うような、以下のアルバイトとの兼業は禁止します。

- ・暴力団等、反社会的勢力に関わる職種
- ・ギャンブルに関わる職種（パチンコ店、競馬・競艇等）
- ・風俗に関わる職種（性サービス等）
- ・酒類の提供を主とする職種（居酒屋、バー、クラブ等）

また、企業秘密漏洩の観点から、同業他社（他塾）との兼業も禁止します（非常勤講師除外）。

兼業の場合には、長時間勤務になると弊社での勤務のパフォーマンスが落ちることから、兼業先と弊社の勤務が1日8時間以内・週40時間以内の勤務になることを推奨します。